

浜松市公告第633号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。当該届出及びその添付書類は、この公告の日から4月間浜松市産業部産業振興課において縦覧に供する。

平成25年7月17日

浜松市長 鈴木 康友

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ浜松助信店
浜松市中区助信町6番地12

2 変更した事項

(1)大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者役職・氏名	住所
マックスバリュ東海株式会社	代表取締役 寺嶋 晋	静岡県駿東郡長泉町下長窪303番地1

(変更後)

名称	代表者役職・氏名	住所
マックスバリュ東海株式会社	代表取締役 神尾 啓治	静岡県駿東郡長泉町下長窪303番地1

(2)大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者名	代表者役職・氏名	住所
マックスバリュ東海株式会社	代表取締役 寺嶋 晋	静岡県駿東郡長泉町下長窪303番地1

(変更後)

小売業者名	代表者役職・氏名	住所
マックスバリュ東海株式会社	代表取締役 神尾 啓治	静岡県駿東郡長泉町下長窪303番地1

3 変更年月日

(1)大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更の年月日

平成25年5月25日

(2)大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者氏名の変更の年月日

平成25年5月25日

4 変更する理由

マックスバリュ東海株式会社の代表者の変更があったため